平成２８年（フ）第３１０号
金沢市寺中町ロ36番地３
債務者　砂川美由紀
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３９号
金沢市入江１丁目244番地　パルコ・ワン201号、従前の住所金沢市新神田１丁目10番123号
債務者　田巻美智子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10557番地２　ブレストンコート103
債務者　上島　英樹
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県佐用郡佐用町上月417番地　中上月住宅36号
債務者　畑尾　昌宏
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第４２号
山口県熊毛郡平生町大字平生村603番地の２ニュークレストール　ウィンディア102号
債務者　小屋町幸江
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第４６号
山口県岩国市南岩国町４丁目８番５号
債務者　村下　英夫
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第４８号
山口県岩国市保津町２丁目４番58―102号
債務者　古川　由理
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１４９３号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1958番地カーサ・デ大和田405号室
債務者　鈴木　敏明
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1958番地カーサ・デ大和田405号室
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５１号
埼玉県和光市白子３丁目38番１―605号　リバーヒルズサンワ
債務者　江口　和代
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２６号
埼玉県上尾市大字畔吉567番地11
債務者　石田　真理
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４０号
埼玉県三郷市小谷堀475番地１　特別養護老人ホームみさとガーデン
債務者　田内　治夫
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６８１号
埼玉県越谷市南越谷３丁目１番46号
債務者　市川　欽也
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９３８号
神戸市兵庫区下沢通６丁目２番８―301号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町２丁目９番８号
債務者　石倉　邦子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５６号
神戸市垂水区塩屋町１丁目５番22―602号
債務者　藤田　和明
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７９号
神戸市灘区城内通４丁目３番６号菱川ハイツ401号
債務者　生　　理絵
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８０号
神戸市東灘区田中町３丁目３番４号更科ビル３階Ｂ号、従前の住所兵庫県宝塚市中州１丁目11番９―103号
債務者　春日　直美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部